

平成 26 年度 第 3 回四街道市立小中学校学区審議会会議録

日 時：平成 26 年 8 月 7 日（木） 14 時～

場 所：青少年育成センター2 階オープンスペース

出席委員：11 名

（水野会長、久保木副会長、橋口委員、堀田委員、渡辺委員、長谷委員、長谷川委員、梅山委員、坂東委員、野本委員、田中委員）

欠席委員：4 名（菊地委員、古川委員、清水委員、荒井委員）

出席事務局職員：8 名

（高野教育部長、佐久間教育部次長、上野教育総務課長、中嶋学務課長、牛玖教育総務課副主幹、安江学務課主幹、山田学務課指導主事、米村学務課指導主事）

傍聴人：1 名

（全体進行 中嶋学務課長）

・南小 PTA・保護者対象の報告会ならびに南小学校区住民対象の報告会報告

開会

（水野会長挨拶）

諮問に対して本日の会議で委員の皆さまの意見をまとめて、答申を決定したいと思います。事務局より、先日の会議で出た案を配っていただきます。前回の答申案としてまとめたものが、今のお手元の資料にあたります。このことについて、今から委員の皆さまとまたご意見等を交わすことになると思います。皆さまに読んでいただきたいと思いますので、時間を取りたいと思います。

（水野会長）

では一つずつ案について確認をしていきたいと思えます。

「はじめに」というところですが、「審議に際しては、それぞれの委員が公正かつ中立の立場を堅持し、児童並びに保護者の立場に立つことを基本姿勢として通学区域について検討した」ということで書かせていただきます。よろしいでしょうか。

2 番目の「通学区域について」で「審議するにあたり、地理的条件を考慮し、児童の通学上の安全確保や将来の児童数の推移、並びに近隣学校の規模を勘案し、適正な学校規模とすることを基本的な考えとし、学区の見直しについて審議した。」というのでよろしいでしょうか。

3番目の「審議の結果について」になります。改正することが適当であるとの結論に達した。「(1) 通学区域の指定」。南小学校は改正前は、亀崎、物井、長岡、栗山の一部、もねの里2丁目、もねの里3丁目、が今まで南小の学区でした。これを改正後は、亀崎、物井の一部、長岡、もねの里3丁目、となります。まだ5丁目が決まっていなくてというところがあるそうです。もねの里4丁目とか5丁目というのは、実質はまだ物井という風になっているそうです。もねの里4丁目、5丁目あるいは6丁目というのは、このところに入っていない。八木原小学校は、今の学区ですけども内黒田の一部、千代田1、2、3、4、5丁目、池花の1、2丁目、です。これにプラスもねの里2丁目、物井の一部、栗山の一部を学区にする。物井の一部というのが、私たちが話したところでもねの里1と6丁目、茶屋の作。栗山の一部は、別紙学区図で栗山と書いてあるところ、ということになっております。いかがでしょうか、意見等何か変わったところはないですか。

(久保木副会長)

もねの里4丁目の一部にできましたよね、自治会が。エクセレントですか。こちらも入れるか入れないかは話しておいた方が良いでしょう。4丁目という地区はないですが、自治会ができたので。

(質問・意見1 堀田委員)

いずれ4丁目になる区域の中に、「エクセレントもねの里」という自治会が独立してでき上がってしまっている。どうも警備会社が土地なり家売る際に、ここの区域はその警備会社も入りますし自治会もその区画20か30かわからないですけども、固定した区画だけが自治会を作ります、という話から来ている。

(久保木副会長)

あそこは昔からそういう習慣があるようですね。もねの里が分散して。  
>いや、それとはまったく別です。2丁目は3丁目から分離しましたけれど、エクセレントさんはもう別。  
>昔からあって、名前を変えてエクセレントという自治会を立ち上げたようです。確か。  
>そうなんですね。逆にエクセレントのエリアにいない4丁目の方が今でも3丁目の自治会です。ちょっと複雑になっています。  
>地番は物井で良いですかね。  
>今の地番は物井です。  
>では物井にしておきましょう。  
>エクセレントはもねの里じゃなく、物井の住所です。  
>逆に3、4年前から住んでいる方はそこに入っていないことが多くて、この2、3年で入ってきた人たちがその自治会に、もう住んでいる場所で決まっている。私たちが去年くら

いに初めてそういう自治会があることを聞いたので、よくはわかりません。ただ町内名としては4丁目になるのだと思う。自治会があの中で二つできてしまう可能性はあるとは思いますが。

>4丁目がそのままどうなるかはまだわかりませんよね。でも、エクセレントという自治会はできている。そういう自治会もできている、ということを理解してもらえれば。

(質問・意見2 堀田委員)

今の時点での地区がここに記載された通りですけれど、これはいずれ、もねの里4丁目とか5丁目とか2丁目とか6丁目という表記が正式に決まると、例えば通学区域を一覧表にまとめた時、その表記で載るんですよね。今の時点ではこの表記ですけど、何年か経っていくうちに「もねの里」という地名が挙げれば、ここに表記されると。

>そうなると思いますね。

>基本的には道路で分けている、と考えた方が良いでしょう。

>そうですね。あと地区の方ですけど、この前の審議会とか保護者の一部への説明会の時は、もねの里6丁目の真ん中よりちょっと右にあるカーブを描いた細い道のところで通学区域を区切っていたような気がします。この太線の方で決めるということで良いでしょう。ただ、この増えた部分はいわゆる工業団地ですので、すごい生徒数が増えるわけではないと思いますけれど、もしかしてここに家が建った場合、この前の説明会の資料とはちょっと違って来る気がするんですけど。

>ここは工業地帯なんですね、要するに家は建てられないんです。

>じゃあもう人が住むことはないんですね。

>そうです。従業員が職場で寝泊まりとかはあると思いますが、「住居」は建てられない。工業地域指定なので。

>どっちの線になっても、該当する児童数は変わらないということですね。

>そうですね。ですから正確に先程話されたカーブの線、ということになります。

>説明会の時と同じですね。

>こちらには開発が進んでも民家ができる予定はない、建てられない、ということで。

(質問・意見3 梅山委員)

今、久保木副会長からエクセレントという名前が出ましたけれども、副会長が思うんです。茶屋の作という名前もやっぱり入れるべきではないでしょうか。住所は物井ですが。

(中嶋学務課長)

学区を決める時に、茶屋の作という言葉は使っていないんですね。あくまで物井で、通称茶屋の作という形になっている。茶屋の作は皆さん使われているんですけど、実際は行政の方では「物井」という形になっています。

(水野会長)

答申案の(1)のことについてはよろしいですね。

では(2)の方に行きたいと思います。「改正における配慮事項」の(ア)ですけれども、平成26年いわゆる現在ですけれども、「南小学校に在学し、改正により八木原小学校の通学区域になる児童は、改正された区域に関わらず、通学校を選択することができるものとする」ということです。そのまま南小に在学してもいいですし、八木原小へ行ってもいい。

(イ)は、「(ア)の事項に弟妹がいる場合は、その弟妹も通学校を選択できることとする。ただし、選択できる期限は平成31年度までとする」。これは今1年生の児童がそのまま上がっていったって6年生になる時に弟、妹が入ってくると、南小を選択できることに該当するということをおっしゃっています。ただ、今1年生の子が6年生になって卒業して次の子も南小に入ってきた時、もし更にその次の子がいたとしても、一番上の子はすぐ中学校に上がるので南小にいなくなる、次の子は南小だが、更に次の子は期限が切れているので八木原小に行く、そういうことになる。まあそういう場合も6歳年が離れている子で今1年生の子で6歳、まだ生まれてないかな。でも、もしそうなった場合は、その子は兄弟で小学校が違ってしまっても、八木原小へ行っていただくこととなります。これが(イ)のところですね。

(ウ)は、改正により通学区域が変更になる平成27年度に入学する児童については、通学校を選択できるものとする。ただし、その弟妹については改正後の通学区域による通学校となる。つまり、今度の新1年生ですけれども、その1年生は、八木原小学校の区域になっているものの「南小へ行きたい」となったら南小へ行くことができる、という猶予期間・選択ということにします。ただし、更にその次の弟妹については、次は八木原へ行ってもらうことになるからその場合は認めないこととなります。もし来年八木原小学区になる新1年生のお子さんが南小を選んでも、今度下の子が1年生の時は八木原小になると。そういう話をしたと思いますけれども、そのことについていかがでしょうか。

(質問・意見4 堀田委員)

質問なんですが、(イ)の項目について、期限が平成31年度までってことですよ。例えば今在学しているお子さんに1歳なり2歳の弟さんがいると、その方は配慮してもらえますよね。その後またご兄弟がお生まれになった、3年か4年後に。そうなった場合は、>兄弟がその時点にいるなら。今、生まれてなければ現時点で理論的にはいないものとして考えてそれで区切れるだろうということ。兄弟が今ちょうど真ん中において、その子が5年生になって、生まれた子が1年生に上がった場合は当然同じところに行けますよね。だから今1年生がいて、兄弟が3歳4歳下において、その子が小学校に上がってきた時に赤ん坊ができた時には、31年度より先に延びちゃうかもしれないと。たぶんほとんどないでしょうが。

>今2、3年生のお子さんがいて、生まれたての赤ちゃんをかかえてらっしゃる方は、間にいなければ6歳以上離れるんですけれども、間に3歳くらいの子がいると、その3歳くらいの子は配慮事項に配慮されるけれど、生まれたての子は6年7年今在学生である上の子と空いてしまうので配慮されません、となると結局学校が別れて解決されなくなってしまいう。今仰ったことによると、少ないけれどこの先生まれた御兄弟の方は31年度越しても選択できる、ということでしょうか。

>あくまでも一番上の子どもが配慮できるんだからその子どもの生まれ方がどういう生まれ方をするかわからないけれども、今これから生まれる子どもは入れませんよね、当然。もう卒業しちゃってから入るから。ところがその間に2歳とか3歳とかいて、その後赤ちゃんができたならそれは在学生がいるから自動的に同じになるのでは。学校が別れるわけにいかないんだから。

>少数の方をないがしろにするというのも、可哀想と言ったら変ですけど、やっぱり選択をできる権利というのは持たせてあげたい。

>選択できればね。八木原に行かせてもいいし南に行かせてもいい。

(質問・意見5 橋口委員)

文面だけを読むと、この「31年度までとする」というような文言があると、今言っていたような疑問と言いますか、それが出てくるような感じがするんですね。ですからもう一度確認していただいて。この「31年度までとする」という文面を入れるのであればはっきりと区別するというような考えで、引き続き兄弟が入っていくというような考え方でいくのであればこの言葉・文面はいらないんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

>そうですね、この文言を見ると、やはりまだ見ぬ子どもが新たな学区の方に行くこと誤解されてしまう。

>橋口委員が仰ったように、この文章だとやっぱり堀田委員の疑問は生まれますよね。ですすので皆さん仰ったような、兄弟がいる限り選択ができるなら変える必要がある。ただ、ここで31年というように書いてあるのは、ここで区切るというお考えがあったのならそれは組み入れていただいてもいいかなと。

>在学中の子がまだ1年生で、下の子どもがいなくて、という条件の下で考えてやっている。確かに途中で生まれる子どもがいれば、当然その可能性はないわけじゃない。

>間にいなければそのまま文言も変わらなくていいとは思いますが、当然変わっても仕方がないと思います。

>良い文面ないですかね。31年まで、じゃなくて何か。

>今の形にすると、(ウ)の弟妹はなくなりますよね。堀田委員の仰ったように、兄弟が在学していますので上がって入っていく。また下にもその兄弟がいる、そのままずっと6年間の差がなければそれが続いていきますよね。そうすると、例えば27年度の子は選べて入れ

るんだけど、その下の兄弟が入れないのはおかしいじゃないか、ということになる。弟妹のところはずれていく。それはどちらでも構わないですけどもそうすると27年度もOKにしないと話が違ってくる。だから31年までという言葉は、兄弟がいよいよがいまいがそこでスパッと切りますよ、というお話しであったかなど。多分その31年が入り、(ウ)の弟妹があった、という風に記憶しているんですけども、どうでしょうか。

>ということは今生まれていない人を対象にして、区切る。

>1歳は生まれています。2歳までは入れますけどね。今1年生だと2歳です。1歳と生まれて間もない子どもは区切る。

>そうすると、それが年子だった場合実際今1年生の子の下が1歳2歳の年子だった場合は、2歳の子は入れるけど1歳の子は入れないとなる。でもこれははっきり言って、そんな多くはありません。50人も60人も増えるというのはまずありえないでしょう。

>少ないですけど、少ない人がそのままバラバラに小学校に行かせることになってというのは配慮されていない感じになってしまう。今31年度で区切らなきゃいけないのもわかる気がするんですけども、少数の人の、例えば今1年生で3歳の子がいて、その先に年子が生まれてくると2歳違いで生まれてくる子たちを同じ学校、それか今3歳くらいの子が入学する時にやっぱり上の子とは別の学校に、という選択をしなければいけなくなりますよね、そうした下に続いていくご家庭の場合。

>27年度に入学する人は、28年度から完全に八木原の方になる。その選択肢が設けられるけども、下手をすると27年度に入学して28年度に両方の学校に行くような形になっちゃう。28年度から全部そっちにいてもらうのは上のいない子について。実際は27年度から始まるんだ、ということ。28年度からスタートじゃなくて。

>27年度というよりは、この先3歳違いずつくらいずついる子たちが心配。

>「平成31年度までとする」の前に「原則」と入れましょうか。そうするとあとは教育委員会の運用の仕方でもってOKするかしないか任せるか。

>そうですかね。ここには表記しないけれども。

>これは子どもの年代になってくると、周りの子どもたちが皆八木原へ行くのに、ウチの子1人だけ南小へ行かせるのはなんだからと八木原へ行く。内黒田の場合がそうだったと思うんですけど。

>結局兄弟が別れている場合もあります、内黒田とかがそうです。つまり今3歳くらいの子の6年後くらいだと思います。なので、今入っていないけど3年後に入る子は配慮すれば南小に行けるものの、その下の子のことを考えてあらかじめ八木原小に入学する。

>転校しちゃった子もいますしね。

>31年度はギリギリ大丈夫なのかもしれないですけど、現実に該当するお子さんを知っているのです。

>自分で選択したんですよ。内黒田の場合は自分で選択したわけですから、線があったとかないとか、ではないですから。

>まあ大体は選択していますよ。

>なのでその方に選択していただく。でもこの場合だと選択はできないんですよ。

>原則と入れれば、選択できるということですね。

>原則と入れれば良いじゃないんでしょうかね。永遠には続かないけれども、原則と入れておいた方がいい、と思いますけど。原則と入れることでクリアできるかどうかはちょっとわからないですが。

>こういうのはどこか逃げ道を作っておかなきゃいけない部分があるんですよ。形を決めてこれだ、と言われると何もできなくなる。どこかこぼれている物も作っておかないと、色々な意味であまりに縛り付けてしまうと身動きが取れなくなってしまうのも一つ。多少文章は濁すところにも良いところはある。

>原則と入れることで、今副会長が仰ったような幅広い解釈ができるのではないのでしょうか。

>いかがでしょうか、原則を入れるか入れないか。入れるということやると、ちょっと幅ができるのではないか。あくまでも原則ですから、できれば31年で終わりにする、ということ。ただ例外は認めるよ、という意味合いが入っています。

>そうですね、ほんとに100人に1人くらいかもしれませんけど。

>その方が気持ち良いですしね。あんまり縛り付けてしまうと良くない。

>そうなんですよ。どちらか決めちゃう、というよりは、もしかしたら何かあったら、兄弟が別れようと八木原に、ということになると思います。教室の影響下ではなくて、それこそ保護者の立場に立って、という気持ちならその方が。

私、説明会に出させてもらったんですけど、先程言われていたものと一緒ですが、再編に反対する、というよりもそれまでの経緯をきちんと説明していただきたい、もうちょっと詳しい説明を。というのと逆に南小に残る方たち、孫が南小に通っている保護者の方が、報告会の資料のこの先増える教室数に対して、これ以上特別教室を減らされるならという声の方が大きくて、それならばウチは再編地域じゃないけど「選択できるなら八木原に行きたい」という声が上がったんですね。なので、この後言おうかなと思っていたんですけど、配慮事項の中に越境をもう少し可能にできる、というんですかね、選択できたらいいのかなという気がしたんですね。本当なら南小へ行くべき学区なんですけれど、例えば具体的に言うともねの里3丁目とか物井2区、南小学校周りとか4丁目も。3丁目の人ですとちょっと遠くなっちゃうんですけども、歩いて通えない距離ではないんですよ、小学生が。と考えると、今平成26年、14教室で既に図工室がなくなっている状況です。もっと必要な教室数が増えるということは、次はパソコン室が減るか小さくなって、多目的室がなくなって、19教室必要となれば特別教室が理科室と音楽教室だけに恐らくなる。子どもも全く教室間の移動のない毎日になってしまう。それならば初めから、これから入るなり見学の可能性もあるのかもわかりませんが、「八木原小を選択することはできないのか」という思いを持っていらっしゃる方の声も聴いたので、この配慮事項だとやっぱり通学区優先

となるともねの里3丁目の方とか物井一部の方は通学できないですよ。

>そうしてしまうと学区を編制する意味がないですよ。

>学区はそのまま、越境できないものかなという気はするんですけど。編制される方のその後違う環境へ行く不安の方が大きいとは思いますが、南小にこの先在学する人の不安の方も心配、というか気がかりな感じがして。越境にも条件があるんですよ。

>堀田委員が言われたように、この前久保木副会長が、今の4丁目に当たるところから八木原小に通っている子が5、6人いるという話をされていた。それは八木原小の学区にいた子の家が、もねの里4丁目辺りにまた家を新しく買って、南小に移ったということ。

>通学できない距離ではなく、そういう逆パターンもある。

>本来から言うとそれは南小でなくてはいけない。でも私も知っているけど、もねの里の中で八木原に通っている子は結構いたんですよ。

>それと同じように、ではないですが、広い校庭や校舎を魅力に思っている南小の通学区の保護者もいるというお話なので、選択をできるように柔軟な対応と言いますか。それができると、南小の学級数とかクラス数もこの予想よりも増えなくて済むのではないかという気がするんですけど、きちんと学区を決めないと、と言われてしまうと仕方がないのかなという部分もあります。

>審議会では、きちっと決めましょう。その後の運用の仕方は教育委員会の方にお任せで私は良いと思います。

>でも結局、どんな形を作ろうと、「その学校に決まった。」となれば行ってしまいます。現状もそうだから。親御さんの強い気持ちがあると思うんですよ。今までずっとそこにいたけれど、今度はもねの里内で6、7人色々な子と一緒に通学して、わざわざ近くにできた南小を越えて行くんですからね。南小の正門を歩いていくんですからね。

>それはこの会でどうのこうのというよりは教育委員会の対応で柔軟にしていって頂けるということですね。

>ただ、なかなか難しいとは思いますがね。

>そういうことが「選択できる」となると、この審議会の意味がなくなりますので、それは個人的な事情で教育委員会に訴えて許しを願う、ということになるんじゃないでしょうか。この審議会としては学区を決めて、ということが役割。

>本当は学区が決まったら、もうその学区の学校に行かなきゃいけない、本来は。でも例えば、四中に行きたい、四小に行きたい、という今は申し上げることはできない。でも、親がたまたまそっちにいたら入ることができるんですよ。

>そうです。越境で八木原小に行きたい、というこの話が始まる2、3年前に、南小学校から八木原に変えたいんだけど、親御さんがそちらに住んでいる方は八木原小を選択すること・越境が認められたのに、そちらに親もだれもいないが距離的には実は八木原小の方が近い南小学校の子は結局、越境を許してもらえなかった。

>でも、保護者がその住所に一人でもいれば行ってしまうというのも現実。それを全部縛



り過ぎてどうのと言っていたらキリがない。

>保護者の熱意で教育委員会さんをご相談してください、ということですね。

>はっきり言うとそういう凄く細かいところまで書いてもしょうがない、と思います。一応「原則」という一文を入れるということではいかがでしょうか。「選択する期限は原則平成31年度までとする」。これは原則ですから、先程堀田委員が言われたようなことは例外として起こることもある、ということ。まあ私は親が心配なのはひょっとしたら学校の友達のこと、通学の安全のことくらいじゃないかなと思いますけれど、それは親御さんの選択次第ですね。前例として、内黒田が八木原小学区になったこともあるということで。では「原則」を入れるということではよろしいですか。

>はい。

>では(ウ)の方、このまま残してよろしいですね。

(質問・意見6 橋口委員)

(ウ)でもう1回ちょっと確認させてもらってよろしいですか。「平成27年度に入学する児童については選択できる」と。「ただしその弟妹については改正後の通学区域に通学を」というところで、前回の学区審議会の時に八木原小学区に移る地区の27年度に入学した子どもは27年度は選択できるけども、28年度に入学となったら原則八木原小に行く、ということでの意見がちょっとはっきりしなかったところが私はあって。

>いや、それははっきりしました。八木原に行く、ということ。

>そういうことであれば、ここに書いてある、「ただし、その弟妹については改正後の通学区域による通学校になる」ということで、27年度に入学した児童についてはどっちでも行けるよと書いてあるけれども、その次の年はどうなるかと言えばここに書かれていない。だからさっき言ったような誤解が生まれるのではと思うんですね。そうであれば、ただしの後に例えば「28年度に入学する児童については、改正後の通学区域による通学校となる」とはっきり書いた方が。

>それはただし書きでちゃんと「改正後は学区の地域へ通学をする」と謳っているからいいのでは。上の子が南小に行ったら、下の子がいても2つの学区に行くようになるんですよ。だからそういう風に選択できるのはそこを考慮してくださいね、ということ。そこが逃がしている部分だから、弟妹がいたらもう間違いなく八木原に行ってもらった方が良かったわけですね。でも弟妹がいなかったら南に行ったらいい。一人っ子なら。第2子以降は全部八木原へ行きなさい、ということになるけども、第1子しかいなかったら南にずっと6年間行ってよい。だから第1子と第2子の違いをよく理解しておいてもらわないと。

>保護者さんは不安だと思います。私たちは何回も聴いて理解できますけど、今度の8月31日に初めて聴いた時は、「一体ウチの子はどっちに行ったらいいか」と思う。事例を具体的に挙げて、実際に入学する保護者さんたちに説明してあげる必要があると思う。ここにきちんと文章として書くか、説明会などできちんとした事例を挙げてお話ししてあげるべ

きかと。確かに来年度入る保護者の方はわかりづらいと思います。

>第1子第2子、と分けた方がわかりやすいですかね。

>こうやってお話を聴けばわかるんですけど、皆さんが全員説明会に来るかというところでもなかったりするんで、例えば文章で起こしてもらおうなど、疑問が残った方に説明会で具体的にこういう状況ならどっちへ行く、というのを挙げた方がわかりやすいかなと思うんですけど。

>では橋口委員の言われた通り、「28年度以降は27年度入学の子の弟妹についても八木原小を通学校とする」とはっきりした方がよろしいでしょうかね。

>27年度、というのは凄く流動性がある。兄弟がいる場合は八木原に決まった方が良いのではという考え方と、第1子は両方とも選択できるけど、第2子第3子がいた時には第1子は南小に行ったけど第2子第3子は八木原に行きます、という風になることを理解してほしい。

>(ア)というのは、現在南小に在学している子の場合ですよ。

>そうです。

>(ア)の中で今在学の子の場合のことを受けている。(ウ)というのは、現在南小に在学していない場合は入学校を選べます、ということですね。

>ただ、第1子で南小行っても第2子以降は完全に離れますよ、ということ。

>第1子というのを例えば(ウ)の文章に入れられないですかね。

>第1子でなくてもいいんですよ。2番目だろうが3番目だろうが、もう卒業して間が空いて次に入る子が(ウ)に該当する。

>そうです。

>こういうことをこれから入る人にやっぱり説明する機会なりがないと、全然わからない不安なまま入学を迎えると思います。

>文章だけだとわからないということですよ。

>そうです。具体的事例をどこかでお話しするチャンスをぜひ。それは教育委員会で設けてもらえればと思うんですけど。

>例えばをいくつか挙げておけばわかりやすいですよ。

>そうですね。せめて一つでもいいので例が挙がっていれば。その例にそぐわなければ質問なりをしたいと思います。ただそれを案に、答申に載せるかどうかとなるとちょっとわからない。

>答申に事例は載らないでしょうね。

>ただ説明をした時にお話ししていただければ、それでOKということですよ。

>31日に具体的な質問があれば例を挙げて示しますから、ここで皆さんの考えがわかりましたので。

>もし来られなかったけど、後で疑問に思った方は教育委員会に問い合わせてもらえないですよ。

>その方が良いかもしれないですね。誤解を生んだままではね。場合によっては、四街道はどこでも行けるからと思われても困りますし。

(橋口委員)

もう一度確認させてもらっていいですか。今日挙がった例は、在学中の兄弟がいなくて平成 27 年度に入学する児童については、例えば南小学校に入ったとします。そうするとその子は 6 年生まで南小学校。次の 28 年度に入った子どもは原則的に兄弟がいても八木原小に行く。ということでよろしかったですね。あの、いろいろ聞かれる場合がありますので、やはり私たちの共通理解をしておかないと。

>共通理解してないと、またそこで違う話をしてしまうと全く違う方向へ行ってしまう。

>そうなんです。文章だけだと色々と解釈がありますので、ここで最終的に共通理解していた方が良くかなと。

>凄く難しい、左右する部分ですからこの部分は、よく親御さんが理解してもらわないと。それは違うと言われると困りますからね。

>ではこれで行きたいと思しますのでよろしくお願ひいたします。次に(3)の「改正時期」なんですけれども、「平成 27 年 4 月 1 日より改正するのが適当である。」ということ。

一応案の方はこれで確認終わりましたが、あと他に何かございますか。

(質問・意見 7 堀田委員)

説明会に出させてもらって、参加している人数が少なかったんですが、やっぱり凄く不安に思っている方はそれなりにいると思います。学区再編することに反対されるということはないと思うんですが、やっぱり実際に学区が再編されて新しく変わった学区に行かれる第 1 号と言いますか、最初の親御さんたちは凄く不安に思っているの、その方たちへの配慮というのを具体的に、説明会など今後入学するまでの間に、教育委員会の方で話していただけるといいかなと。再編最初の年は実際わずかな数の 1 年生の子が 1 年生だけで八木原小に登校しなければいけない。他の登校班がない学校では当然なんですけれど、片や隣で登校班を作っているのを尻目に行かなければならない、という最初の数年間。数年経ってしまえば、そちらに通う子が多数派になるので、不安は解消されるでしょうけれど。過渡期の子どもたちの配慮、最初の 1 年生だけで通学する期間、具体的に言えばパトロールの人がいて、そこまで待っていますとか。ここまで見守りますとか。そのようなことを該当している地区の方に伝えてあげると安心して登校できるのかなと思います。八木原小さんの方には、保護者全体にはあまり説明されないというお話でしたけど、「新しく仲間が増えます」ということをプラスになるような感じでお話していただけると、再編する方に行く子たちや保護者も安心できると思います。その辺を配慮していただけるとありがたい。

私も該当地区に住んでいる人間なので、町内の中で帽子の色が 2 色に変わっていく様子を見ていくことになる。どちらの子も全く嫌な思いや寂しい思いをしない、というわけにはいかないけど、それぞれの学校で楽しい思い出ができるようにスタートをうまく切って

いければ何より。逆に南小に通う選択をする人も、最初は多いでしょうけれども、ここ 5、6 年で減っていくとなると、最後に末っ子だけがぽつんと南小に行くときの配慮というか、その子たちも悔いなく卒業できるように。それは教育委員会なのか学校なのかちょっとわからないですけども、とにかく楽しく学校生活が親子共々終われるような未来を育てられればいいのかと思います。

その辺りがまだ不安なのでご意見として、ちょっと辛辣とかきつかったり、物申すみたいな感じになっているのかと思います。不安が解消されていったん入ってしまえば、子どもたちも自分の学校になると思いますので、うまくそれがスムーズに行けるようにしていただければと思います。

>それは通学に対してですか。

>通学もですし、入ってからもですね。

>通学は八木原と南で違いますよね。

>なので、その違う状態で行かなきゃいけないという不安だと思うんですね。

>不安でも八木原は八木原でバラバラに行くことになっているんだから、それは親御さんが不安だったらついていくしかないですね。それで、学校に入ったら学校の責任であって、その通学は父兄の責任ですね。

>やっぱり変わるんですから、学校も変わっていくと思います。安全面とか色々なところで変わっていくと思いますけれど、もうそれはこの審議会の中じゃなくて学校の中のことですから。ここで、どういう風に行ってこうやります、ということまで話すことはないと思うんですね。もちろん今私たちもさっき言ったように道路を越えてくる子がいるということは知っているけれども、こういうことになって学区が変われば、それに伴って今一生懸命教育委員会もこれからどうするかをお考えになっているでしょうし、ちゃんと子育ても安全の確保も、共通理解の下でやっていくと思います。八木原小の登校がバラバラだから来年になってずっと父兄がついていく、とかはありえないですよ。ある程度は必要かもわからないけれども、やっぱりどこかで変わっていくと思いますし、今私たちも南小学校のことも毎日皆さんが旗を振っていることはわかっていますので、何らかのことで変わっていくと思っています。ここだけじゃなくて、皆で不安を解消しなければいけませんよね。

>ここでどうの、というのではなく、そうなってほしいなという願いを話しました。

>PTA と相談して、あと地域の方にも当然お願いする、民生の方にちゃんと問い合わせる、ある程度慣れるまでやらなければいけないことはたくさんある。それは皆さんわかっていると思うので、あまりここで強調されちゃうと困る。

>こういう心配を言っていただきましたけど、ちょうど校長先生もいらっしゃるし、保護者の方も確かに新しく 1 年生だけで通わせるのは、可哀想で心配だと思われるのは当然だと思います。副会長が仰ったように、本当は学校に着くまでは親の責任だと言われたらそれはその通りなんですけれども、そこに PTA とか自治会とかそういう方々の色々な目が届

くというか、そういうのがあって安心して学校に通える。そういう環境を作っていただければ有難いな、と思いますのでこれは学校にお任せしても良いのかなと。

教育委員会も堀田委員から出たような心配がある、ということは頭に入っているんじゃないかなと思いますので、そういうところは配慮していただければと思います。よろしくお願いします。

(水野会長)

答申案について概ねまとまったと思うのですが、いかがでしょうか。

>答申の時の文言がよくわからないんですけど、全て「通学校」になっているんですが、例えば、(ア)の部分については在校生なので「通学校」で良いのかなと思うんです。ただ(イ)については、在校生の弟妹については南小に入学できる、という立場なので「通学校」よりは「入学校」という風に変えていいものかどうか。あと(ウ)も新たに入学なので、この「通学校」を「入学校」にすると、一般の方もわかりやすいかなと思いました。

>言葉は凄く難しい。知っていてわかる人は良いけど。

>初めて入る子は「入学校」とすれば既に在学する子は「通学校」の方が親御さんはわかりやすいかなと思ひました。

>これはよく説明してもらってやるしかないですね。あまり細かい文章にすると却ってややこしくなる。教育委員会の方で説明してもらって、後は学校の校長先生にそれもはっきり理解してもらって、質問があったらこうですよと言ってもらえればそれでいいのでは。

>渡辺委員は答申の文書についてこのままでいいのか、ということでしょうか。

>区別があるのかが条例か法令かで決まっているのかとかはわかりませんが、言い回しとしてはその方が伝わりやすいのかな、と。

>教育委員会に出す文書と統一した方が良いということはありません。

>でも「入学校」の方がスッキリとわかりやすいかもしれないですね。(イ)の部分と(ウ)の部分を変えると、理解しやすいし説得力もある。

>そこを、同じような内容なんだけど、少しずつ違うということ、理解の仕方が難しいかもしれないけれど、基本はこう、というのはできているからそれをしっかり理解してもらうには、説明が一番大事だと思う。この文章はまず我々が教育委員会の方にこういう形をお願いしますよ、という物。その後教育委員会で説明していく時にわかりやすくしてもらって。

>私たちも「入学校」で通じるんだったら「入学校」でも良いと思うんですけどね、私は。ただ、今までの答申でどう表現しているかですよね。過去の答申はどうなっているんですかね、「通学校」となっていますか「入学校」になっていますか。

>「入学する学校」ですね。「入学校」という言い方はないですね。

>「入学する学校を選択できる。」そういう風に言葉を直したらどうですか。「通学校」となっているところを「入学する学校」に。

>でも、新1年生から入る場合は入学、という形で良いと思うんですけども、例えば3年生までは南小に行かせよう、ということで1年生から南小に入る。4年生からは近所の子皆が八木原小に行ったので転校、と途中で移るケースもこれから出てくると思うんですよね。そう考えると入学じゃなくて転校という形になるので、そういう時はやっぱり「通学校」の方がいいのかなと言うような考えもありませんかね。

>これはあくまで教育委員会へ提出する文書ですから、「通学校」はこのままにします。それで教育委員会はその時に説明する時には、ちゃんと具体的に保護者の方へ話をすると、そういうことでお願いできますでしょうか。

>この答申の中に地図は必ず付くんですか。

>答申では案として入っていますから付きます。

>ここにもねの里4丁目、6丁目とあるのはそのままでしょうか。

>これは仮称ですから、この後変わっていきます。

>では、答申について概ねまとまったようですので、この後事務局にお願いして正式な文書をこれから作っていただき、皆さんでそれを確認したいと思います。それができるまでちょっと休憩したいと思いますので、15分間休憩して15時40分に再開したいと思います。よろしくお願いたします。

(休憩)

(水野会長)

それでは時間になりましたので、審議を再開したいと思います。お手元の資料をご覧いただきたいと思います。案の二となっております。「はじめに」は特に変わりはありません。「通学区域」についても変わりはありません。「審議の結果について」ですけれども、今のこれを見て副会長ともちょっと話をして、「改正することが適当であるとの結論に達した」の前に、「下記の通り」という言葉を入れるのはどうかと。そうすると、文章としては親切かな、ということです。よろしいですか。

>はい。

>では「下記の通り」という言葉を入れたいと思います。(1)です、変わりはありません。(2)のところは、ここは見比べて下さい。(ア)のところは、変わりはありません。(イ)のところには先程ありました通り「原則として」というのを入れます。「通学校」というのもそのままにさせていただきます。(ア)(イ)(ウ)、他は変わりありません。(3)「改正時期」も変わりはありません。他に何かありますか。

>もねの里3丁目は、これはもう確定しているんですか。

>はい。地名ですね。

>もねの里は、物井という言葉には入ってこないんですね。物井という住所のその下に入っているわけではなく。

>いやもう、完全に住所がもねの里になります。

>ということは、この2つの地番が確定しているものを除いたものが、全て物井になる。だとすると、この「物井の一部」という表現は「一部」じゃなくなりますかね。

>もねの里1丁目と6丁目は、まだ物井がつかますので、これで合っています。

>そうですか。わかりました。ありがとうございました。

>物井が今でも決まらない。物井は八木原にもあるし南にも入っている。

>だから、これはちょっと濁しているんですね。

>後から何か出てきた時に、しっかりとその時の経過が残っていないと。

>他に何かありますか。ないようですので、この諮問に対する答申として、この内容で教育委員会へ提出していいかお伺いします。よろしいでしょうか。

>はい。

>異議なし、ということですので、審議会の答申として私と久保木副会長の2人でもって、教育委員会にこれを提出させていただきます。それでは委員の皆さま、色々な立場からのご意見を多数いただきまして、本当にどうもありがとうございました。

以上を持ちまして、審議회를終了させていただきます。これにて、議長を降ろさせていただきます。ご協力どうもありがとうございました。

(事務局 中嶋学務課長)

皆さん公私多忙の中、4回にわたる熱心なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。この後ですね、教育委員会の対応につきまして、ご説明をいたします。

(事務局 安江学務課主幹)

この後、答申をいただきまして、南小学校の児童数増加に対する教育委員会としての案を策定いたします。そして8月31日(日)ですが、南小学校区の方々に説明会を開催いたします。合わせて9月1日(月)から10月1日(水)までですが、パブリックコメントを実施いたします。それらを受けまして10月31日(金)までに、方針を決定し、ホームページや広報などによって公開をする予定でございます。以上です。

(事務局 中嶋学務課長)

今、主幹の方から説明がありましたが、何かご質問ございますか。

ないようですので、閉会の方に移らせていただきます。これを持ちまして、四街道市立小中学校学区審議会を終了いたします。なお、答申をいただきましたので、学区審議委員の皆さまにおかれましては解職ということになります。度重なる審議をいただきまして、ありがとうございました。最後に、部長より挨拶を申し上げます。

(事務局 高野教育部長)

昨年度の1月30日の第1回から、今年度に入りまして5月、7月、そして本日の4回にわたりまして、ご審議いただき、本当にありがとうございました。子ども達に良い環境の中で学ばせたい気持ちは誰しも同じだと思いますが、教育委員会としましても、今後も子ども達の教育環境の整備・学習環境の整備に努めてまいります。皆さんにおかれましても、今後もそれぞれの立場におきまして、引き続き四街道市の教育にご支援を賜りたく願います。どうぞよろしく申し上げます。本当にありがとうございました。  
> どうもありがとうございました。

・閉会

以上。

会議録署名人 水野 和年

会議録署名人 久保木利雄